

別表六(二十)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人(中小企業等協同組合等を除きます。)は、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人(中小企業等協同組合等を除きます。)であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称	1							
事業種目	2							
資産区分	3							
設備の名称	4							
取得年月日	5	平	・	平	・	平	・	平
指定事業の用に供した年月日	6	平	・	平	・	平	・	平
取得価額又は製作価額	7			円		円		円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8							
差引改定取得価額(7)-(8)	9							

「16」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00448」
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13							
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14							
法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「30の②」)	15							
当期税額控除額 (14)-(15)	16							
前期繰越額又は当期税額控除限度額	17							
繰越限度超過額 (計)	18							
繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19							
法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「29の②」)	20							
当期繰越税額控除額 (19)-(20)	21							
法人税額の特別控除額 (16)+(21)	22							

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (23)-(24)
		24	25

「21」欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00449」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

平	・	・		
平	・	・		
平	・	・		
計				
当期分	(11)			
合計				

設備の概要